



2026年3月31日

各位

会社名 株式会社アドバンテスト  
代表者名 代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO  
津久井 幸一  
(コード番号 6857 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 Co-CHO & Co-CCO  
吉本 康志  
(TEL : 03-3214-7500)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年3月31日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年4月27日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 11,229株
(3) 処分価額	1株につき20,925円
(4) 処分総額	234,966,825円
(5) 処分先およびその人数ならびに処分株式の数	当社の取締役を兼務する執行役員 1名 3,106株 当社の取締役を兼務しない執行役員 11名 8,123株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

### 2. 処分の目的および理由

当社は、当社の執行役員（取締役を兼務する執行役員を含みます。以下「対象執行役員」といいます。）に対し、中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象執行役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、対象執行役員については指名報酬委員会の審議を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象執行役員の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、金銭債権合計234,966,825円（以下「本金銭債権」といいます。））、普通株式11,229株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象執行役員12名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

〈対象執行役員向け〉

#### (1) 譲渡制限期間

2026年4月27日（対象執行役員向けの払込期日）から当社の取締役、執行役員、社外取締役および監査等委員である取締役のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間

#### (2) 譲渡制限の解除条件

1) 対象執行役員が1年の任期（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、執行役員、社外取締役および監査等委員である取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。

2) 対象執行役員が、本役務提供期間中に、当社の取締役、執行役員、社外取締役および監査等委員である取締役のいずれの地位をも正当な事由（死亡による退任を含む）により退任した場合には、対象執行役員の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。譲渡制限の解除対象となる株式数は、当該退任時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間の開始日を含む月から当該退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、上記（2）-2）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画、当社の上場が廃止となり得る株式交付計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間の開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

### 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の2026年度（2026年4月1日～2027年3月31日）

の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年3月30日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である20,925円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上